

長久手市いじめ防止基本方針 (案)

平成 2 7 年 5 月

長久手市

目次	
はじめに	1
第1 いじめの防止等に関する基本的な方向	2
1 いじめの定義	2
2 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 関係機関との連携	4
第2 市が実施すべき施策	4
1 いじめの防止等のための組織の設置	4
(1) 長久手市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）	4
(2) 付属機関	4
2 いじめの防止等のために実施すべき施策	5
(1) 相談体制の整備	5
(2) 家庭・地域の連携	5
(3) 教職員の資質の向上	5
(4) インターネットを介したいじめに対する対策の推進	5
(5) 広報・啓発活動	5
第3 学校が実施すべき施策	5
1 学校いじめ防止基本方針の策定	6
2 いじめの防止等の対策のための組織	6
3 いじめの防止等の取組	6
第4 重大事態への対処	6
1 教育委員会又は学校による調査	6
(1) 重大事態	7
(2) 重大事態の調査	7
(3) 調査結果の取扱い	8
2 市長による再調査及び措置	8
第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項	8

は じ め に

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は財産に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

いじめは決して許されない行為であるとともに、どの子ども、どの学校にも起こりうるものである事を十分認識した上で、その防止と対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、いじめ対策推進法（平成 25 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を踏まえ、いじめの防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「長久手市いじめ防止基本方針」（以下「長久手市基本方針」という。）を策定することとしました。

この長久手市基本方針では、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）の取組を市全体で進めていくことを目指し、日頃から児童生徒の理解に努め、一人一人の小さなサインを見逃さず、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針の柱としています。

第1 いじめの防止等に関する基本的な方向

1 いじめの定義

法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校、学級や部活動等の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が関わっている人的関係を指します。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。対等の立場のけんかは除き、外見的には対等のけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性を見極めます。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- (1) 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団により無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように行います。

いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるように、関係機関との連携により、

対策を推進します。

(1) いじめの未然防止

ア 長久手市（以下「市」という。）は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。

イ 学校は、全ての児童生徒が教職員や友人との間に信頼関係を育むことを通して、いじめのない学校づくりに努めます。

ウ 学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。

エ 保護者は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、児童生徒がいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識を身に付けさせること等に努めます。

オ 地域には、学校、家庭と連携し、社会全体で児童生徒を見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が連携して、児童生徒の様々な体験活動や人と関わり合う活動を支援します。

(2) いじめの早期発見

ア 学校及び教育委員会は、定期的な調査や教育相談体制の充実を図り、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。

イ 学校及び教育委員会は、教職員がいじめに対する認識を深め、指導力を高めるため、研修等を充実します。

ウ 保護者等は、児童生徒がいじめを受けた場合は、児童生徒をいじめから守るための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行います。

(3) いじめへの対処

ア 学校は、いじめがあると認知した場合、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、事実関係を教育委員会に報告します。

イ 学校は、いじめたとされる児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。

ウ 学校は、いじめたとされる児童生徒の保護者に対し、学校と連携した事態解決への協力を求めるとともに、継続的に助言を行います。

エ 教育委員会は、いじめたとされる児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号第35条）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、必要な措置を講じます。

オ 教育委員会は、学校のいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導助言を行い、適切に措置が講じられるよう支援します。

(4) 関係機関との連携

ア 学校は、組織的な対応を図るとともに、事案に応じ、家庭、教育委員会への連絡や相談、関係機関との連携を行います。

イ 学校及び教育委員会は、警察や児童相談所等と適切に連携し、情報共有を図ります。

ウ 学校及び教育委員会は、教育相談の実施に当たり必要に応じて、関係機関との連携を図ります。

第2 市が実施すべき施策

市は、いじめの防止等について、学校、家庭、地域、関係機関等と連携して対応します。

1 いじめの防止等のための組織の設置

(1) 長久手市いじめ問題対策連絡協議会（仮称）

ア 法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、いじめの防止等に関係する機関等により構成される、「長久手市いじめ問題対策連絡協議会」（仮称）を設置します。

イ 教育委員会及び学校と関係機関の連携を図り、関係機関が行ういじめの防止等の取組に関して連絡調整等を行います。

(2) 付属機関

ア 法第14条第3項の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会に、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成する付属機関を設置します。

イ 本基本方針に基づくいじめの防止等のための施策に関する調査研究等を行います。

ウ 法第28条第1項に規定する「重大事態」に係る調査を行う必要が生じた場合には、この付属機関により調査を行います。

2 いじめの防止等のために実施すべき施策

(1) 相談体制の整備

ア 市は、いじめの未然防止に向け相談体制の充実を図ります。スクールカウンセラー等を学校へ派遣し、具体的な悩みや不安に応え、専門的な立場から適切な助言を行い、児童生徒の心のケアに努めます。

イ 市は、カウンセラーや職員が直接対応する相談体制を整備し、教育全般に関する相談に対応します。また、愛知県の相談窓口を紹介するなど、いじめに悩む児童生徒や保護者の相談に対応します。

(2) 家庭、地域の連携

ア PTA や地域の関係団体との連携や学校、家庭、地域が連携する体制を構築します。

イ 教職員及び保護者への研修等を実施し、いじめの防止等への活動を行います。

(3) 教職員の資質の向上

教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教育の各分野の優れた指導者を招へいし、教職員の指導力向上に向けた研修の充実を図ります。

(4) インターネットを介したいじめに対する対策の推進

ア 児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ります。

イ インターネットを介したいじめの未然防止や早期解決に向け、関係機関と連携してインターネットの利用に関する資料等の配布や指導を行います。

(5) 広報、啓発活動

「いじめをしない、させない、見逃さない社会」の実現を目指すため、あらゆる機会を通じて、いじめの防止等についての広報、啓発活動を行います。

第3 学校が実施すべき施策

学校は、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの防止等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止等のための対策を行います。策定した「いじめ防止基本方針」については、ホームページなどで公開します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

学校は、教職員で構成した「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、小さな予兆や懸念、児童生徒からの訴えを特定の教職員が抱え込まないよう組織で対応します。

3 いじめの防止等の取組

- (1) いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、計画的、組織的にいじめの防止等に取り組みます。
- (2) いじめの実態把握に努めるとともに、学校におけるいじめ防止対策の検証やいじめの防止等のための対策の調査、研究を行います。
- (3) 各学校におけるいじめの防止等のための取組について、学校間で情報交換を行うなど、学校相互間の協力体制の充実を図ります。
- (4) 児童生徒に基本的生活習慣の定着を図り、教職員や友人と信頼できる関係を構築できるよう指導を行います。
- (5) 人間関係、集団づくりの推進を図り、児童生徒のコミュニケーション能力の向上に取り組みます。
- (6) 規範意識の育成を図り、学校やクラスの規則を守ることができるように指導を行います。
- (7) 人権教育、道徳教育の推進を図り、児童生徒の豊かな情操や道徳心を養い育てます。
- (8) 体験活動の推進を図り、互いを認め尊重する中で、自己肯定感や充実感を感じられる学校づくりに努めます。

第4 重大事態への対処

1 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態

ア 学校は、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合又は相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときを「重大事態」と捉えま

す。ただし、上記にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、「重大事態」と捉える場合があります。

イ 学校は、「重大事態」が発生した場合は、速やかに教育委員会を通じて市長へ報告します。

ウ 「重大事態」でいう「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、次のような場合です。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

エ 「重大事態」でいう「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、30日間を目安とします。

(2) 重大事態の調査

ア 児童生徒や保護者から、いじめにより「重大事態」に至ったという申立てがあったときは、どんな場合においても、「重大事態」と捉え、報告、調査等にあたります。

イ 教育委員会は、学校から「重大事態」の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断をします。

ウ 学校が調査を行う場合は、校内に設置している「いじめ・不登校対策委員会」を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、学校の調査及び対応を指導、助言します。

エ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施します。

オ 教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会の附属機関が調査を行います。

※ 学校又は教育委員会が行う調査は、事実関係を明確にするための調査であって、「重大事態」に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がど

のように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものです。この際、因果関係の特定を慎重に行いながら、客観的な事実関係を速やかに調査します。

また、この調査は、民事、刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るためのものです。

(3) 調査結果の取扱い

ア 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報提供を適切に行います。

イ 学校は、調査の結果について、教育委員会を通じて市長に報告します。

2 市長による再調査及び措置

- (1) 市長は、学校又は教育委員会が行った調査の結果について報告を受け、再度、調査（「以下、「再調査」という。）が必要かどうかを判断し、必要な場合は、市長は附属機関を設けるなどして、再調査を行います。
- (2) 学校又は教育委員会は、この再調査に対し、全面的に協力します。
- (3) 市長は、再調査を行った場合、その結果を市議会に報告します。議会に報告する内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。
- (4) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る「重大事態」への対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じます。

第5 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

- (1) 教育委員会は、本基本方針に定めるいじめの防止等の取組が実効的に機能しているかを、必要に応じて検証し、見直しを行います。
- (2) 学校は、いじめの防止等に向けた取組について、学校評価を用いる等の方法で検証し、その結果を教育委員会、保護者及び地域に報告します。